

最高裁秘書第5398号

平成31年1月8日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



司法行政文書不開示通知書

平成30年12月10日付け（同月11日受付，最高裁秘書第5181号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

- 1 開示しないこととした司法行政文書の名称等  
最高裁判所の広報ハンドブック（平成25年5月以降の最新版）
- 2 開示しないこととした理由  
1の文書は，作成又は取得していない。